

諏訪市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長 金子ゆかり

諏訪市条例第 11 号

諏訪市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

諏訪市福祉医療費給付金条例（平成 15 年諏訪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する者が資格要件」を「支給対象者の要件」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 1 号に規定する者が」を削り、同項第 3 号を削る。

第 6 条中「（精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。）」を削り、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「国」の次に「、独立行政法人日本スポーツ振興センター」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条中第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の諏訪市福祉医療費給付金条例第 6 条の規定は、令和 8 年 8 月 1 日以後に療養の給付又は療養費の支給を受けた者について適用する。